

# OKBデビット（JCB）保証委託約款

株式会社大垣共立銀行（以下「当社」という。）および株式会社OKBペイメントプラット（以下「保証会社」という。）また、当社と保証会社を総称して以下「両社」という。）所定の「OKBデビット（JCB）会員規約」（以下「会員規約」という。）にて規定される会員は、次の各条項を承認のうえ、会員規約、OKBデビット（JCB）保証委託約款（以下「本約款」という。）、その他の会員規約に付帯する特約・規定等（これらの特約・規定等と会員規約を総称して、以下「会員規約等」という。）を内容とする会員と両社間の契約（以下「デビット契約」という。）に基づき会員が当社に対して負担する債務についての連帯保証を、保証会社に委託します。

なお、本約款の用語の意味は、本約款において別途定義する場合を除き、会員規約の定義に従うものとします。

## 第1条（保証債務の範囲）

- 本会員が保証会社に保証委託する債務の範囲は、デビット契約に基づき本会員が当社に対して負担する一切の債務（以下「被保証債務」という。）とします。
- デビット契約に契約期間の定めがある場合において、その契約期間が更新された場合には、前項に基づく保証委託の期間も当然に延長されるものとします。
- 保証会社が審査のうえ、適当と認めた場合、本約款に基づく保証会社による保証委託契約（以下「本契約」という。）が成立します。本契約は、本会員のデビット契約成立と同時に成立するものとします。
- 保証会社が本会員からの委託に基づく保証を承諾しなかった場合その他本約款に基づく保証会社による保証が成立しなかった場合には、デビット契約が不成立となり、両社からカードの貸与を受けられない場合があります。

## 第2条（保証の解約）

保証会社は、次のいずれかの事由が生じた場合、①、③および④においては本会員に通知することにより、②においては通知を要せず当然に、本約款に基づく連帯保証の委託にかかる契約および当該委託に基づく連帯保証をいずれも解約することができます。

- 当社から被保証債務にかかる連帯保証の解約について同意を得た場合
- 保証会社が本会員の当社に対する債務を代位弁済したにもかかわらず、本会員が当社から被保証債務の請求を受けた日から30日間以内に、本会員が第4条に規定する債務の全額を保証会社に弁済しなかった場合
- 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
- 第8条の2の一つにでも該当した場合、第8条の2の表明が事実ではなかった場合、および第8条の2の確約に違反した場合等

## 第3条（代位弁済）

本会員が当社に対する支払いを怠り、当社が保証会社に対し所定の方法により保証債務の履行を求めた場合、保証会社は本会員に対する事前の通知をしないで保証債務を履行することができるものとします。

## 第4条（求償権の範囲）

保証会社が当社に対して保証債務を履行したときは、本会員は以下の各号に定める金員を保証会社に支払います。

- 保証会社が当社に代位弁済した金員
- 保証会社が弁済のために要した費用

- (3) 前各号について、保証会社が当社に代位弁済した日の翌日から支払済みに至るまで年14.60%の割合(年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。)による遅延損害金
- (4) 前各号の金員を請求するために要した費用

## 第5条 (事前求償等)

会員が、次のいずれかに該当する場合は、保証会社は第3条の保証債務履行の前に求償権を行使することができるものとします。

- (1) 一般の支払いを停止または破産・再生手続、金銭の調整にかかる調停の申立があったとき。
- (2) 自ら振り出した手形、小切手、電子記録債権が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 預金その他当社に対する債権について仮差押え・保全差押えまたは差押えの命令・通知が發送されたとき。
- (4) 当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき。
- (5) 虚偽の申告が判明したとき。
- (6) 会員の信用状態が著しく悪化するなど債権保全のため必要と合理的に認められるとき。
- (7) 会員規約に基づき会員としての資格を喪失したとき。

## 第6条 (業務委託)

会員は、当社が本約款に定める事務等を保証会社に業務委託することを予め承認するものとします。

## 第7条 (充当順位)

第3条に規定される保証会社による代位弁済がなされたときの本会員の保証会社に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、保証会社所定の順序により保証会社が行います。

## 第8条 (届出事項)

1. 会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号(連絡先)、勤務先、職業、お支払口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく保証会社に届け出るものとします。なお、本項に関する届け出を当社に行った場合は、当該届け出内容は両社が共有するものとします。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、保証会社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容にかかる前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、保証会社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、保証会社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
3. 第1項の届出がないために、保証会社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむをえない事情がある場合にはこの限りではありません。

## 第8条の2 (反社会的勢力の排除)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という。)は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 第2条④の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について、両社に損害賠償請求をしないものとします。また、第2条④の規定の適用により、両社に損害等が生じた場合には、会員等は当該損害等について、両社に損害額を支払うものとします。

## 第9条（個人情報収集、保有、利用、預託）

1. 会員等は、保証会社が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいう。個人番号および特定個人情報〔個人番号を含む個人情報をいう〕を除く。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - (1) デビット契約を含む保証会社もしくは両社との取引に関する連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。
    - ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。
    - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
    - ③ 会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および連帯保証を行うか否かの審査もしくは債権回収その他の保証委託後の管理の過程において両社が知り得た事項。
    - ④ 会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社または保証会社が収集した会員のカードデビット利用・支払履歴。
    - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。
    - ⑥ 当社または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
    - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - (2) 本契約に基づく保証会社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は当社、保証会社、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項（1）①②③④の個人情報を共同利用することに同意します（JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認ください。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）。なお、本項に基づく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

## 第10条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当社、保証会社、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
  - (1) 当社および保証会社に対する開示請求：会員規約末尾に記載の当社相談窓口へ
  - (2) JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対する開示請求：会員規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当該会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第11条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本約款に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

## 第12条（契約不成立時および退会後の個人情報）

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第9条に定める目的に基づき一定期間利用されます。
2. 会員規約第29条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

## 第13条（合意管轄）

会員と保証会社の間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または保証会社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第14条（約款の改定）

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本約款を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として当社ホームページ等で会員に対して当該改定につき公表します。また、変更日以降は変更後の約款に従い取扱いします。

2020年4月1日現在

※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。